

日刊 (日曜日、土曜日、休日休刊)

東京都公報

発行
東京都

目次

告示

- 都市計画の変更……………一
- ……(都市整備局都市づくり政策部緑地景観課)……………一
- 都市計画事業の認可……………(同)……………一
- 建築基準法による道路位置の指定……………一
- ……(都市整備局多摩建築指導事務所開発指導第一課)……………一
- 土壌汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定……………二
- ……(環境局環境改善部化学物質対策課)……………二
- 土壌汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定解除……………三
- ……(環境局多摩環境事務所環境改善課)……………三
- 昭和五十九年東京都告示第五百六十五号(農作物共済及び蚕繭共済の当然加入規模の決定)の廃止……………四
- ……(産業労働局農林水産部農業振興課)……………四
- 都道(首都高速道路)の供用開始……………四
- ……(建設局道路管理部路政課)……………四
- 東京都立中央図書館及び東京都立多摩図書館の休館……………六
- 軽油引取税に係る特約業者の指定取消し……………六
- ……(主税局課税部課税指導課)……………六
- 特例認定特定非営利活動法人の特例認定の失効……………六

告示

- ……(生活文化局都民生活部管理法人課)……………六
- 開発行為に関する工事完了……………六
- ……(都市整備局多摩建築指導事務所開発指導第二課)……………六
- 大規模小売店舗立地法に基づく新設の届出……………六
- ……(産業労働局商工部地域産業振興課)……………六
- 大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出……………八
- ……(同)……………八
- 平成三十年九月二十五日付東京都公告……………九

●東京都告示第千三百九十号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により町田都市計画緑地を変更したので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定により告示し、同条第二項の規定により縦覧に供する。

平成三十年十月四日

東京都知事 小 池 百合子

一 都市計画の種類 都市計画を定める土地の区域

町田都市計画緑地

追加する部分

町田市相原町字考路、相原町字細

変更する部分

町田市相原町字大地沢、相原町字段木入、相原町字権現谷、相原町字恋地、相原町字考路、相原町字細豊、相原町字大北、相原町字大子山及び相原町字刃田各区域内

二 関係図書の縦覧 東京都都市整備局都市づくり政策部都市計画課(東京都庁第二本庁舎二階北側)及び町田市役所

●東京都告示第千三百九十一号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第五十九条第一項の規定に基づき東京都市計画緑地事業を認可したので、同法第六十二条第一項の規定により、次のように告示する。

平成三十年十月四日

東京都知事 小 池 百合子

一 施行者の名称 江戸川区

二 都市計画事業の種類及び名称 東京都都市計画緑地事業第八十五号古川緑地

三 事業施行期間 平成三十年十月四日から平成三十三年三月三十一日まで

四 事業地 取用の部分

江戸川区江戸川六丁目地内

使用の部分

なし

●東京都告示第千三百九十二号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号。以下「法」という。)第四十二条第一項第五号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。

なお、関係図書は、東京都多摩建築指導事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成三十年十月四日

東京都多摩建築指導事務所長

金子 博

指定に係る道路の種類	指定年月日	指定に係る道路の延長及び幅員(単位メートル)
法第四十二条第一項第五号の規定による道路	平成三十年九月十三日	西多摩郡日の出町大字平井三〇・二五
		延長 三〇・二五
		幅員 四・〇〇
		西多摩郡日の出町大字平井字三吉野清坊六百六十一番二、同番九及び同番十一の各一部

●東京都告示第千三百九十三号

土壌汚染対策法(平成十四年法律第五十三号) 第十一条 第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域(以下「形質変更時要届出区域」という。)を指定するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

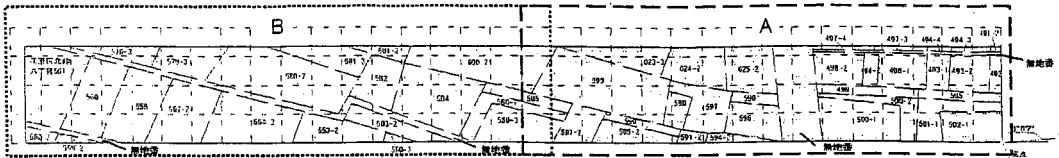
平成三十年十月四日

東京都知事 小池 百合子

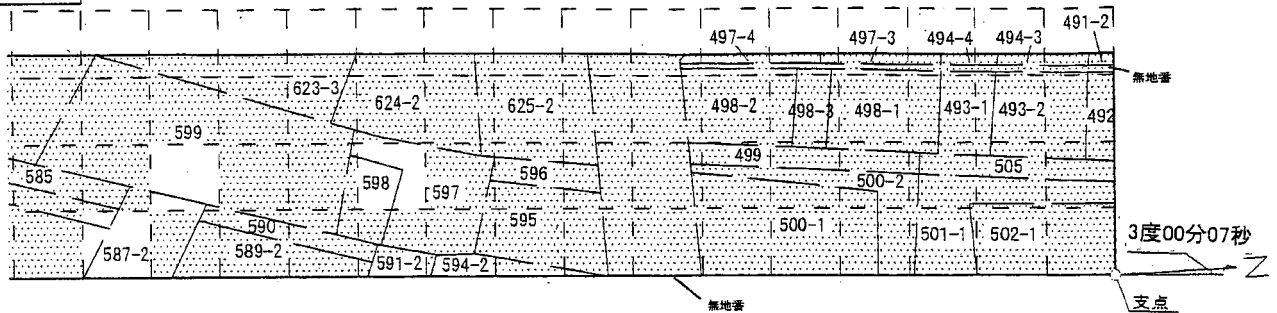
- 一 形質変更時要届出区域 別図のとおり(江東区北砂六丁目地内)
- 二 土壌汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号)第三十一条第一項及び第二項の基準に適合していない特定有害物質の種類 鉛及びその化合物

別図

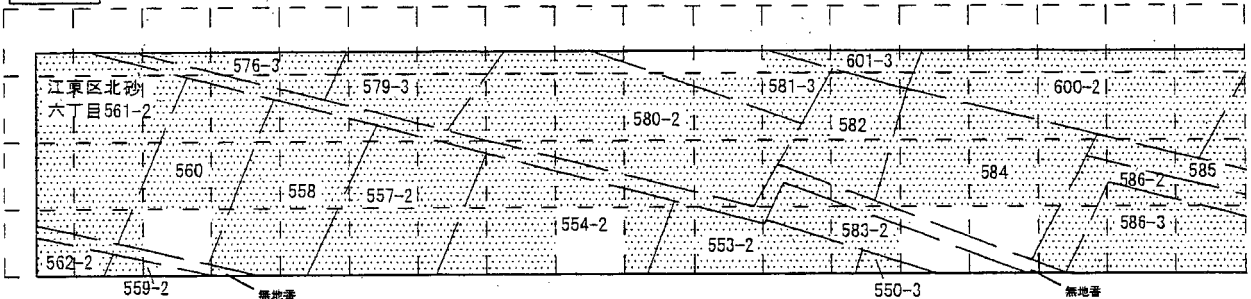
全体図



A拡大図



B拡大図



【凡例】

- : 単位区画
- — : 筆境界(地番境界)
- — : 敷地境界
- : 形質変更時要届出区域

【支点】

支点は、江東区北砂六丁目 502 番 1 の最北端とする。

【格子の回転角度(3度00分07秒)】

格子の回転角度は、支点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、支点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

●東京都告示第千三百九十四号

土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第二項の規定により、平成二十八年東京都告示第千九百七十九号により指定した区域の全部の指定を解除するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成三十年十月四日

東京都知事 小 池 百合子

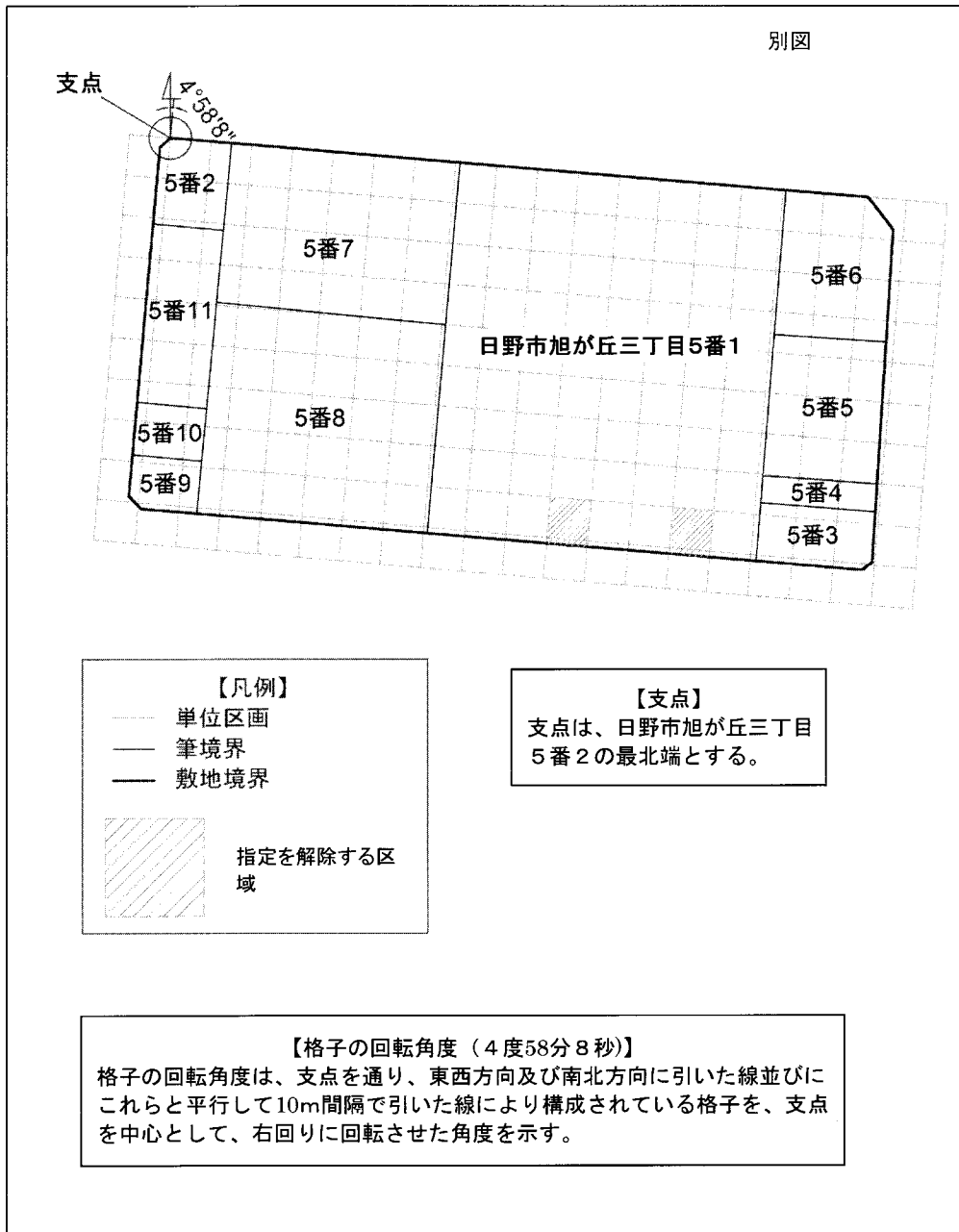
一 指定を解除する区域 別図のとおり（日野市旭が丘三丁目地内）

二 土壌汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号。以下「規則」という。）第三十一条第一項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類 セレン及びその化合物

三 規則第三十一条第二項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類 鉛及びその化合物

四 講じられた汚染の除去等の措置 土壌汚染の除去

別図



●東京都告示第千三百九十五号

昭和五十九年東京都告示第五百六十五号（農作物共済及び蚕繭共済の当然加入規模の決定）は、廃止する。

平成三十年十月四日

東京都知事 小 池 百合子

附 則

- 1 この告示は、公布の日から施行する。
- 2 平成三十年産の農作物に係る農作物共済の共済関係については、この告示の施行後も、なお従前の例による。

●東京都告示第千三百九十六号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定により、次の都道（首都高速道路）の供用を開始する。

その関係図面は、平成三十年十月四日から起算して二週間東京都建設局道路管理部及び首都高速道路株式会社東京東局において一般の縦覧に供する。

平成三十年十月四日

東京都知事 小 池 百合子

一 路線名 首都高速晴海

二 供用開始の区間 中央区晴海二丁目百十三番地先から

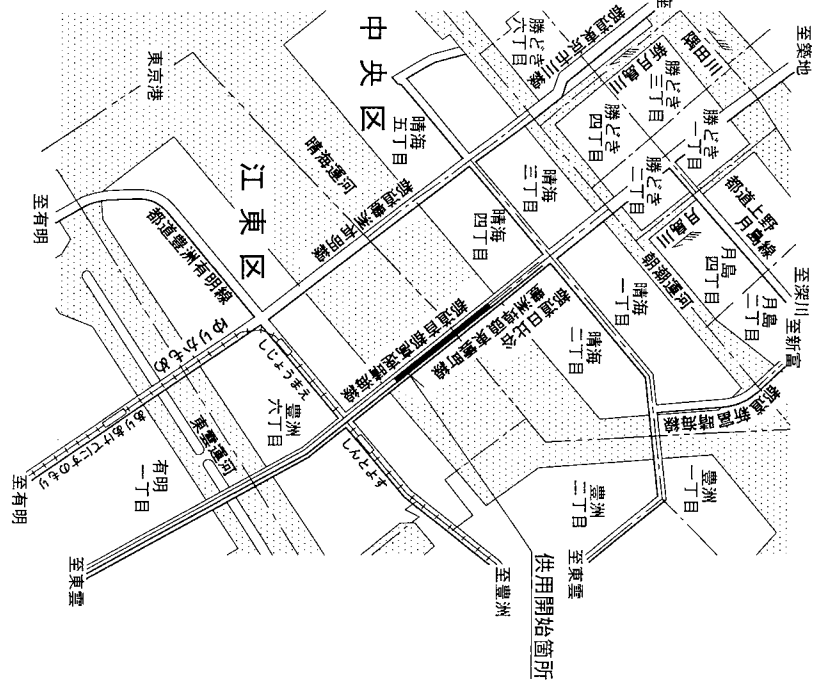
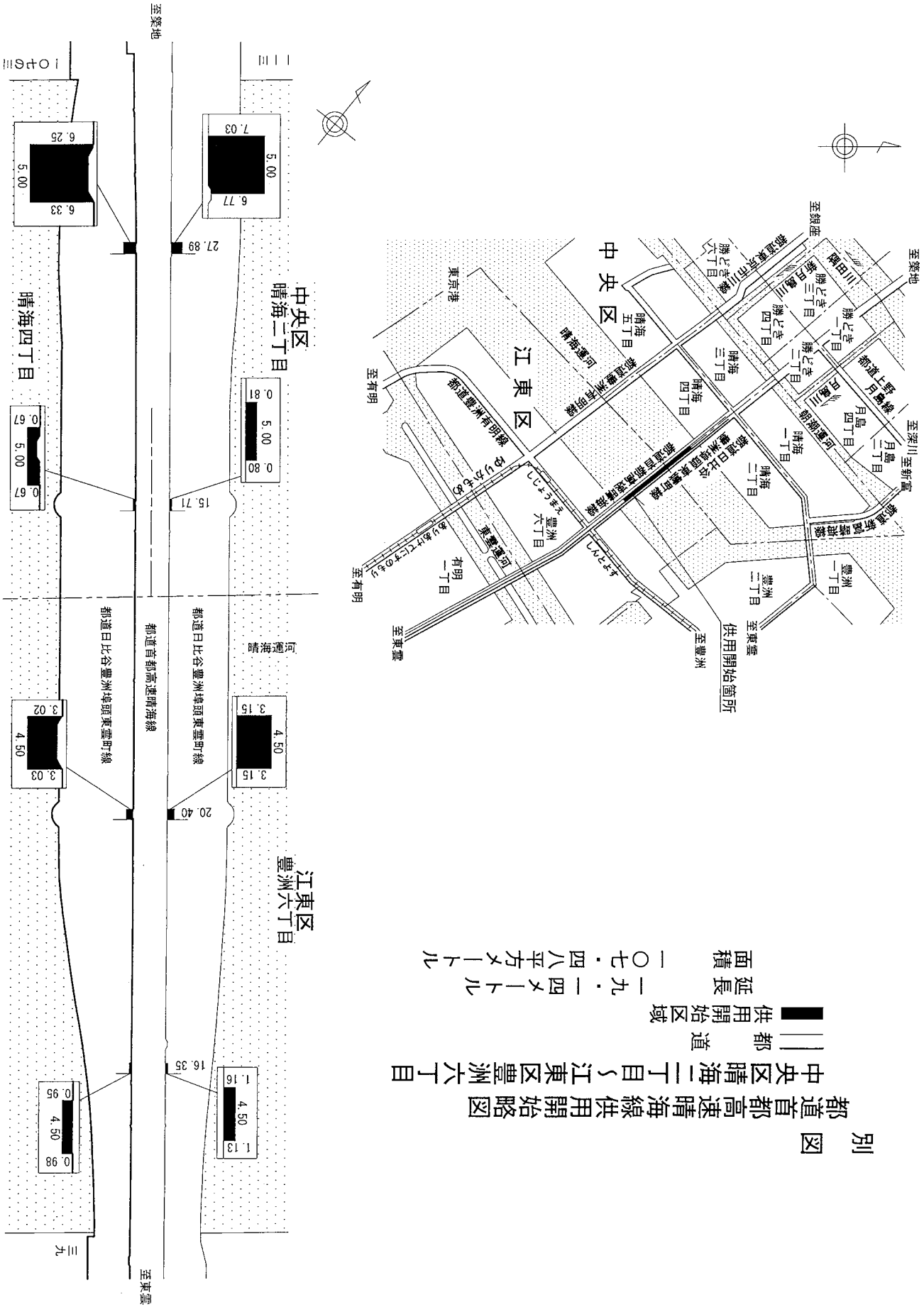
江東区豊洲六丁目三十九番地先まで

三 供用開始の概要 別図表示のとおり

四 供用開始の期日 平成三十年十月五日午前零時

別図
 都道首都高速晴海線供用開始略図
 中央区晴海二丁目～江東区豊洲六丁目

■ 供用開始区域
 〓 都道
 延長 一九・一四メートル
 面積 一〇七・四八平方メートル



告示(教)

●東京都教育委員会告示第三十六号

東京都立図書館規則(昭和六十二年東京都教育委員会規則第十一号)第四条ただし書及び第十一号ただし書の規定により、東京都立中央図書館及び東京都立多摩図書館を次のように休館する。

平成三十年十月四日

東京都教育委員会

一 期日 平成三十年十月十九日、同年十一月十六日及び同年十二月二十一日

二 理由 設備等の保守点検のため

公告

軽油引取税に係る特約業者の指定の取消しについて

地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)第四百四十四条の九第三項及び東京都都税条例(昭和二十五年東京都条例第五十六号)第一百三十六条の六第二項の規定により、特約業者の指定を次のとおり取り消した。

平成三十年十月四日

東京都知事 小 池 百合子

氏名又は名称 代表者の氏名 主たる事務所又は事業所の所在地 取消年月日
三麟事業 田島 謙 千代田区外神田六 平成三十年六月三十日
株式会社 丁目十三番十号

特例認定特定非営利活動法人の特例認定の失効について

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第六十一条の規定により、特例認定特定非営利活動法人の特例認定が効力を失ったので、同法第六十二条において準用する同法第五十七条第二項及び特定非営利活動促進法施行条例の施行に関する規則(平成十年東京都規則第二百四十三号)第二十二條の三の規定により、次のとおり公告する。
平成三十年十月四日

東京都知事 小 池 百合子

一 名称

特定非営利活動法人ノーマア・ヒバクシヤ記憶遺産を伝承する会

二 代表者の氏名

岩佐 幹三

三 主たる事務所の所在地

東京都千代田区六番町十五番地 プラザエフ六階

四 失効の理由

特定非営利活動促進法第四十四条第一項に規定する認定を受けたため

五 失効年月日

平成三十年四月十一日

一 名称

特定非営利活動法人太陽光発電所ネットワーク

二 代表者の氏名

都筑 建

三 主たる事務所の所在地

東京都文京区湯島一丁目九番十号 湯島ビル六〇二号

室

四 失効の理由
特定非営利活動促進法第四十四条第一項に規定する認定を受けたため
平成三十年七月四日

開発行為に関する工事の完了について

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十九条第一項の規定に基づき許可した次の開発行為に関する工事は、完了した。
平成三十年十月四日

東京都多摩建築指導事務所長

金子 博

開発区域又は工区に含まれる地域の名称

練馬区練馬一丁目二十番一

清瀬市中清戸三丁目四百七十五番一、同番三、同番七から同番九まで、同番十二から同番十七まで、四百七十六番十七及び同番十八

代表取締役 藤田 高弘

狛江市和泉本町四丁目四番

三十三番六、同番七、二百三十九番七及び同番八

代表取締役 白井 明

東村山市野口町二丁目二十三番十五

代表取締役 西野 弘

大規模小売店舗立地法に基づく新設の届出に

ついて

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下「法」という。)第五条第一項の規定により大規模小売店舗の新設について届出があつたので、同条第三項の規定により次のとおり公告し、その届出及び添付書類を縦覧に供する。

なお、法第八条第二項の規定に基づき、意見を述べようとする者は、意見の内容を記載した書面に「(一)氏名(団体にあつては団体名及びその代表者の氏名)(二)住所(団体にあつては所在地)(三)意見を述べる理由」を記載した書面を添えて、平成三十年十月四日から四月以内に東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)に到着するように提出してください。

平成三十年十月四日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 店舗名 武蔵小金井駅南口第2地区第一種市街地再開発事業
- 二 店舗所在地 小金井市本町六丁目千九百十番ほか
- 三 設置者名 武蔵小金井駅南口第2地区市街地再開発組合
- 四 設置者住所 小金井市本町六丁目九番三十五号
- 五 小売業を行う者の氏名又は名称 未定
- 六 新設をする日 平成三十二年六月一日
- 七 店舗面積の合計 五千三百七十八平方メートル
- 八 駐車場の位置及び収容台数 店舗内 百七十八台
- 九 駐輪場の位置及び収容台数 店舗内 四百五十六台

十 荷さばき施設の位置及び面積 店舗内 四百十六平方メートル

十一 廃棄物等の保管施設の位置及び容量 店舗内 三十七・〇立方メートル

十二 小売業を行う者の開店時刻 午前七時。ただし、一部店舗のみ 二十四時間営業

十三 小売業を行う者の閉店時刻 午前零時ほか。ただし、一部店舗のみ 二十四時間営業

十四 来客が駐車場を利用することができる時間帯 二十四時間

十五 駐車場の自動車の出入口の数及び位置 一箇所 店舗西側

十六 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯 二十四時間

十七 届出日 平成三十年八月十六日

十八 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)

十九 縦覧期間 平成三十年十月四日から平成三十一年二月四日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。

二十 縦覧時間 午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。

一 店舗名 ノジマ青梅インター店

二 店舗所在地 青梅市新町六丁目十六番十一ほか

三 設置者名 株式会社ノジマ

四 設置者住所 神奈川県相模原市中央区横山二丁目一番一号

五 小売業を行う者の氏名又は名称 株式会社ノジマほか未定

六 新設をする日 平成三十一年四月二十一日

七 店舗面積の合計 二千七百三十八平方メートル

八 駐車場の位置及び収容台数 店舗北側 百七台

九 駐輪場の位置及び収容台数 店舗北東側ほか 七十九台

十 荷さばき施設の位置及び面積 店舗内ほか 七十二平方メートル

十一 廃棄物等の保管施設の位置及び容量 店舗内 十四・四八立方メートル

十二 小売業を行う者の開店時刻 午前十時

十三 小売業を行う者の閉店時刻 午後九時

十四 来客が駐車場を利用することができる時間帯 午前九時三十分から午後九時三十分まで

十五 駐車場の自動車の出入口の数及び位置 二箇所 店舗北側ほか

十六 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯 午前八時から午後十時までほか

十七 届出日 平成三十年八月二十日

十八 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番)

<p>十九 縦覧期間 平成三十年十月四日から平成三十一年二月四日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。</p> <p>二十 縦覧時間 午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。</p> <p>大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出について 大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下「法」という。)第六条第一項の規定により大規模小売店舗の変更について届出があったので、同条第三項において準用する法第五条第三項の規定により次のとおり公告し、その届出及び添付書類を縦覧に供する。</p> <p>なお、法第八条第二項の規定に基づき、意見を述べようとする者は、意見の内容を記載した書面に「(一)氏名(団体にあつては団体名及びその代表者の氏名)(二)住所(団体にあつては所在地)(三)意見を述べる理由」を記載した書面を添えて、平成三十年十月四日から四月以内に東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)に到着するように提出してください。</p> <p>平成三十年十月四日</p> <p>一 店舗名 晴海アイランドトリトンスクエア 商業施設</p> <p>二 店舗所在地 中央区晴海一丁目八番十六号ほか</p> <p>三 設置者名 住友商事株式会社ほか五名</p>	<p>四 設置者住所 中央区晴海一丁目八番十一号ほか 住友商事株式会社ほか</p> <p>五 変更を行った設置者名 中村 邦晴(住友商事株式会社) ほか</p> <p>六 変更前の設置者の代表者名 兵頭 誠之(住友商事株式会社) ほか</p> <p>七 変更後の設置者の代表者名 株式会社マルエツほか二十一名</p> <p>八 変更前の小売業者の氏名又は名称 株式会社マルエツほか十九名</p> <p>九 変更後の小売業者の氏名又は名称 日本サブウェイ株式会社ほか二名</p> <p>十 変更を行った小売業者の氏名又は名称 港区赤坂三丁目八番八号(日本サブウェイ株式会社)</p> <p>十一 変更前の小売業者の住所 品川区東品川二丁目三番十四号(日本サブウェイ株式会社)</p> <p>十二 変更後の小売業者の住所 矢野 博文(株式会社大創産業)ほか</p> <p>十三 変更前の小売業者の代表者名 矢野 靖二(株式会社大創産業)ほか</p> <p>十四 変更後の小売業者の代表者名 平成三十年六月二十二日ほか</p> <p>十五 変更日 平成三十年八月三十日</p> <p>十六 届出日 東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)</p> <p>十七 縦覧場所 平成三十年十月四日から平成三十一年二月四日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。</p> <p>十八 縦覧期間 午前九時三十分から午後四時三十分</p> <p>十九 縦覧時間</p>	<p>一 店舗名 垣見ショッピングプラザ</p> <p>二 店舗所在地 西東京市芝久保町一丁目四番二号 垣見油化株式会社</p> <p>三 設置者住所 千代田区麴町三丁目二番五号 垣見 佐右衛門</p> <p>四 設置者名 垣見 裕司</p> <p>五 変更前の設置者の代表者名 株式会社ウエルパークほか三名</p> <p>六 変更後の設置者の代表者名 株式会社ウエルパークほか一名</p> <p>七 変更前の小売業者の氏名又は名称 株式会社ウエルパーク</p> <p>八 変更後の小売業者の氏名又は名称 山田 一雄</p> <p>九 変更を行った小売業者の氏名又は名称 國光 良昭</p> <p>十 変更前の小売業者の代表者名 平成三十年五月三十日ほか</p> <p>十一 変更後の小売業者の代表者名 平成三十年九月三日</p> <p>十二 変更日 東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)</p> <p>十三 届出日 平成三十年十月四日から平成三十一年二月四日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。</p> <p>十四 縦覧場所 平成三十年十月四日から平成三十一年二月四日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。</p> <p>十五 縦覧期間 午前九時三十分から午後四時三十分</p> <p>十六 縦覧時間</p>
---	--	---

分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。

正 誤

時までを除く。

○平成三十年九月二十五日付東京都公告

七ページ下段中「武蔵村山市学園一丁目十八番四十一、三十三番一、同番二及び三十五番二」を「武蔵村山市学園一丁目十八番四十一及び三十三番一から同番八まで」に訂正する。

一 店舗名
三鷹ショッピングセンター第一ビル

二 店舗所在地
三鷹市下連雀三丁目二十八番二十三〇〇号

三 設置者名
三鷹センター街協同組合

四 設置者住所
三鷹市下連雀三丁目二十八番二十三〇〇号

五 変更前の小売業者の氏名又は名称
株式会社東急ストアほか十四名

六 変更後の小売業者の氏名又は名称
株式会社東急ストアほか五名

七 変更を行った小売業者の氏名又は名称
株式会社東急ストア

八 変更前の小売業者の代表者名
高橋 一郎(株式会社東急ストア)

九 変更後の小売業者の代表者名
須田 清(株式会社東急ストア)

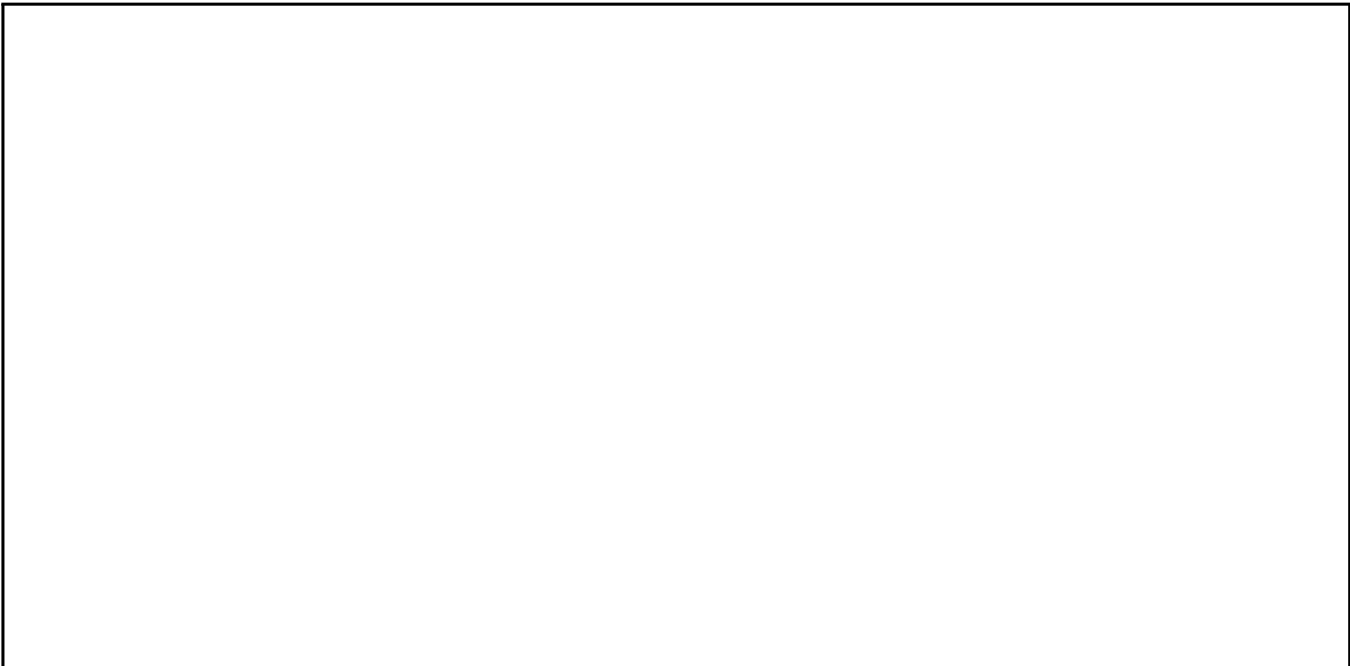
十 変更日
平成二十六年十二月二十五日ほか

十一 届出日
平成三十年九月五日

十二 縦覧場所
東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)

十三 縦覧期間
平成三十年十月四日から平成三十一年二月四日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。

十四 縦覧時間
午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。



発行

東京都
東京都新宿区西新宿二丁目八番一
号(代)

郵便番号
163-8001

定価

本号
一箇月 三〇円
六、六〇〇円
(郵送料を含む)

印刷所

勝美印刷株式会社
東京都文京区白山一丁目十三番七
号

郵便番号
113-0001